



# 島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 54 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
人事記録に関する規則の一部を改正する規則	6
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	8
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	8
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	9
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則	11
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	12
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	13
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	13
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	14
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	15
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	15
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	16
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	16
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	17
職員の自己啓発等休業に関する規則	17
職員の修学部分休業に関する規則	19
人委細則	
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	20

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第 3 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第 2 条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合  
第 5 条の 2 第 2 項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をし」を加え

る。

第6条第2項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「勤務割合」という。）を「再任用短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）をそれぞれに改める。

第6条の2第3項第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改め、「定める額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつてはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第2号中「勤務割合」を「再任用短時間勤務に係る算出率」に改める。

第6条の10第1項中「掲げる額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合

第11条の13に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合

第12条の9第2項中「第2項第2号」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第13条（同条例第22条において準用する場合を含む。）若しくは第23条又は職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第12条の12の2第1項第3号及び第12条の12の4第2項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第12条の15の12に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合

第12条の17に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第12条の18に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところとする。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは、「、給料の月額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第13条の2第2項第1号イ及び同項第2号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改める。

第15条の3の2第1項第2号ア中「第5条第4項」の次に「(育児休業条例第17条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、同項第3号ア中「第4条第3項」の次に「(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第16条第1項第6号中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第16条第4項に次の3号を加える。

- (4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (5) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (6) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第16条の5第2項中「給料月額に乗ずる」を「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に、「前項第1号に掲げる職員のうち当該職の区分が1種とされている職員、同項第2号に掲げる職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び同項第3号に掲げる職員のうち6号給以上の給料月額を受ける」を「前項の職員のうち次の各号に掲げる」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる職員のうち当該職の区分が1種とされている職員
- (2) 前項第2号に掲げる職員のうち6号給及び任期付研究員条例第5条第4項(育児休業条例第17条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により決定された給料月額を受ける職員
- (3) 前項第3号に掲げる職員のうち6号給以上の号給及び任期付職員条例第4条第3項(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により決定された給料月額を受ける職員

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第17条第4項第1号中「第4項第3号」の次に「及び第4号」を加え、同項第7号を第9号とし、第6号の次に次の1

号を加える。

(8) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第17条第4項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第17条第5項第2号中「100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の67.5)」を「6月に支給する場合には100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の90)、12月に支給する場合には100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」に改める。

第18条第2項中「短時間勤務職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加える。

第22条中「、8時間に勤務割合を」を「再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務職員等にあっては育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ8時間に」に改める。

別表第1中	(1) 児童と起居を共にする児童 自立支援員及び児童生活支援 員たる職員	を	(1) 児童支援第1グループ及び 児童支援第2グループに属す る職員(児童と起居を共にす る職員に限る。)	に改める。
	(2) 自立支援グループに属する 職員(前記(1)に掲げる職員を 除く。)		(2) 自立支援グループに属する 職員	

別表第2工の表を削る。

別表第3知事の事務部局の部1種の項中「本庁理事」を「理事」に、「本庁技監」を「技監」に、「県民センター所長(西部県民センターに限る。)」を「西部県民センター所長」に、同部2種の項中「本庁次長」を「次長」に、「県民セ  
同 参事」を「参事」に、

ンター所長(西部県民センターを除く。)」を「東部県民センター所長」に、同部3種の項中「同 管理監」を「管理  
監」に、「保健所長(雲南保健所、県央保健所及び隠岐保健所に限る。)」を「保健所長(雲南保健所、県央保健所及び  
福祉事務所長(西部福祉事務所に限る。))

隠岐保健所に限る。)」に、同部5種の項中「上席調整監」を「上席調整監  
建築指導監」  
く。)」を「福祉事務所長」に、「水産技術センター内水面浅海部長」を「水産技術センター内水面浅海部長  
同 栽培漁業部長」を「同 栽培漁業部長」に、同部

6種の項中「統括林業普及員」を「統括林業普及員」に、「同 研究調整監」を  
支庁隠岐空港管理所長」を「同 研究調整監」を  
「同 研究調整監」

「同 研究調整監」に改め、同表教育委員会の部2種の項中「本庁参事」を「参事」に、同部3種  
同 浜田技術センター長」  
の項中「同 管理監」を「管理監」に、同部6種の項中「調整  
同 室長(課に置かれた室を除く。))」を「本庁室長(課に置かれた室を除く。))」

監」を「調整監」に改め、「、益田工業高等学校、益田産業高等学校」を削り、同表警察の部2  
埋蔵文化財調査センター副所長」

「本部部长」を「部長」  
同 主席監察官 主席監察官  
同 参事官 参事官  
同 参事 参事」に改める。

別表第 6 中「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及グループ（隠岐郡西ノ島町駐在に限る。）」を「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及グループ（隠岐郡西ノ島町大字別府駐在に限る。）」に、

「	隠岐郡隠岐の島町港町	東部県民センター税務部隠岐税務グループ	」	を
「	隠岐郡隠岐の島町港町	健康福祉部地域福祉課隠岐スタッフ		

「	隠岐郡隠岐の島町港町	東部県民センター税務部隠岐税務グループ	」	に改める。
「	隠岐郡隠岐の島町港町	東部県民センター税務部隠岐税務グループ		

別表第 7 任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の部中「5 号給以上の給料月額を受ける職員」を「5 号給以上の号給及び任期付研究員条例第 5 条第 4 項（育児休業条例第17条（同条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員」に、「3 号給の給料月額」を「3 号給」に、「1 号給の給料月額」を「1 号給」に改め、同表任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の部中「5 号給以上の給料月額を受ける職員」を「5 号給以上の号給及び任期付職員条例第 4 条第 3 項（育児休業条例第18条（同条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員」に、「3 号給の給料月額」を「3 号給」に、「1 号給の給料月額」を「1 号給」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第 4 号

##### 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等（条例第 5 条第 1 項に規定する再任用職員で法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員等（条例第 5 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間勤務職員」を「不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）」に改め、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項から第 4 項まで」に、「再任用短時間勤務職員の」を「不斉一型短時間勤務職員の」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 年の中途において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以降における職員の年次有給休暇の日数は、当該変更の日の属する月の初日において新たに職員となったものとみなして変更後の勤務形態により前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数から変更前の勤務形態により前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を減じた日数（当該日数が負となる場合にあっては、0 日。以下この条において「調整日数」という。）を当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数に加えた日数（当該日数に 1 日未満の端数があるときは、これを含む日数（当該端数が当該変更の日以後の 1 日当たりの平均勤務時間数を超える場合にあっては、当該 1 日当たりの平均勤務時間数をもって 1 日に換算した日数）とする。この場合において、当該年の初日において同項の規定により与えられた日数（以下この条において「初日付与日数」という。）に調整日数を加えた日数が 20 日を超えるときは、20 日から初日付与日数を減じた日数を調整日数とす



る。

第6条第1項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 1時間又は4時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第3号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のアからウまでに掲げる勤務の形態に応じ、当該アからウまでに掲げる時間数
  - ア 育児休業法第10条第1項第1号に掲げる勤務の形態 4時間
  - イ 育児休業法第10条第1項第2号に掲げる勤務の形態 5時間
  - ウ 育児休業法第10条第1項第3号に掲げる勤務の形態 8時間
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和29年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表20変更の項中	「 （氏名） 婚姻その他の事由による職員の氏名の変更の場合をいう。」	」を削り、同項中
-----------	--	----------

「 （勤務時間） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合をいう。」	を
---	---

「 （勤務時間） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合及び法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合をいう。」	に改め、同表25休業の項中
--	---------------

「 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）の規定により  
育児休業の承認をする場合又は教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）の規  
定により大学院修学休業の許可をする場合をいう。」

を

「 法第26条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業を承認する場合及び地方公務  
員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業の承認をする場合又は教育  
公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）の規定により大学院修学休業の許可をす  
る場合をいう。」

に改め、同表26延長の項中「育児休

業」を「自己啓発等休業、育児休業又は育児短時間勤務」に改め、同表27職務復帰の項中

「 休暇中の職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す  
る条例に基づき派遣された職員及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例  
に基づき派遣された職員を職務に復帰させる場合並びに育児休業中の職員が職  
務に復帰する場合をいう。」

を

「 休暇中の職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す  
る条例に基づき派遣された職員若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する  
条例に基づき派遣された職員を職務に復帰させる場合又は自己啓発等休業中若  
しくは育児休業中の職員が職務に復帰する場合をいう。」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 6 号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように  
改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 斉一型短時間勤務教育職員（再任用短時間勤務教育職員等（条例第 6 条第 1 項に規定する再任用教育職員で法第28  
条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員をいう。以下同  
じ。）、育児短時間勤務教育職員等（条例第 6 条第 1 項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）  
のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20  
日に斉一型短時間勤務教育職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数

第 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「 1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間  
勤務教育職員」を「不斉一型短時間勤務教育職員（再任用短時間勤務教育職員等及び育児短時間勤務教育職員等のうち、  
斉一型短時間勤務教育職員以外のものをいう。以下同じ。）」に改め、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 2 項から第 4 項ま  
で」に、「再任用短時間勤務教育職員」を「不斉一型短時間勤務教育職員」に改め、同条第 2 項を次のように改め  
る。

2 年の中途において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が

変更されるときは当該変更の日以降における教育職員の年次有給休暇の日数は、当該変更の日の属する月の初日において新たに教育職員となったものとみなして変更後の勤務形態により前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数から変更前の勤務形態により前項の規定を適用した場合に同日において得られる日数を減じた日数（当該日数が負となる場合にあっては、0日。以下この条において「調整日数」という。）を当該変更の日の前日における年次有給休暇の残日数に加えた日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを含む日数（当該端数が当該変更の日以後の1日当たりの平均勤務時間数を超える場合にあっては、当該1日当たりの平均勤務時間数をもって1日に換算した日数）とする。この場合において、当該年の初日において同項の規定により与えられた日数（以下この条において「初日付与日数」という。）に調整日数を加えた日数が20日を超えるときは、20日から初日付与日数を減じた日数を調整日数とする。

第6条第1項及び第4項中「再任用短時間勤務教育職員」を「再任用短時間勤務教育職員等及び育児短時間勤務教育職員等」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 1時間又は4時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる教育職員以外の職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第3号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務教育職員等 次のアからウまでに掲げる勤務の形態に応じ、当該アからウまでに掲げる時間数
  - ア 育児休業法第10条第1項第1号に掲げる勤務の形態 4時間
  - イ 育児休業法第10条第1項第2号に掲げる勤務の形態 5時間
  - ウ 育児休業法第10条第1項第3号に掲げる勤務の形態 8時間
- (3) 斉一型短時間勤務教育職員（前号に掲げる職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務教育職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

---

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健環境科学研究所」の次に「、中央児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4級の項中

1 本庁の課長の職務
2 地方機関の所長の職務

を

「

1 参事の職務
2 本庁の課長の職務
3 地方機関の所長の職務

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第9号

##### 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高等学校等教育職級別職務分類表」を「高等学校等教育職給料表級別職務分類表」に改める。

第17条の2第1項第1号中「別表第1から別表第5までに掲げる」を「第3条第1項又は第3項に規定する」に改め、同項第2号中「別表第1に掲げる給料表の適用を受ける教育職員」を「第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員」に改める。

第26条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「再任用教育職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「勤務割合」という。）を「再任用短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された教育職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）をそれぞれに改める。

第32条第1項中第5号を第7号とし、第4号の2を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第32条第2項中「育児休業をし」の次に、「自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第33条の2第3項第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「再任用教育職員」という。）」を「再任用教育職員」に改め、「定める額」の次に「（育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあつてはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第3項第2号中「勤務割合」を「再任用短時間勤務に係る算

出率」に改める。

第35条の2及び第35条の13中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合

第36条の9第2項中「第2項第2号」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。))第14条(同条例第22条において準用する場合を含む。))若しくは第24条又は職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)第3条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第36条の12の2第1項第3号及び第36条の12の4第2項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第36条の15の12中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をした場合

第36条の17に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる教育職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務教育職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務教育職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

(3) 育児短時間勤務教育職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務教育職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第36条の18に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる教育職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところとする。

(1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日において育児短時間勤務教育職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は学校の移転の日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務教育職員等であって、条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの 第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは、「、給料の月額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務教育職員等であって、条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日において育児短時間勤務教育職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は学校の移転の日における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第38条の2第1項第2号ア中「第4条第3項」の次に「(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第40条第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。))」を「育児休業条例」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている教育職員

第40条第4項に次の3号を加える。

- (4) 自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をしている教育職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間
- (5) 育児短時間勤務教育職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間
- (6) 法第26条の 2 第 1 項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その 2 分の 1 の期間

第40条の 5 第 2 項中「給料月額に乗ずる」を「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改め、「6号級以上の」の次に「号給及び任期付職員条例第 4 条第 3 項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」を加える。

第41条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をしている教育職員

第41条第 4 項第 1 号中「第 4 項第 3 号」の次に「及び第 4 号」を加え、同項中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 法第26条の 2 第 1 項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第41条第 4 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 育児短時間勤務教育職員等として在職した期間から当該期間に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第41条第 5 項第 2 号中「100分の52.5（特定幹部教育職員にあっては、100分の67.5）」を「6月に支給する場合においては100分の70（特定幹部教育職員にあっては、100分の90）、12月に支給する場合においては100分の80（特定幹部教育職員にあっては、100分の100）」に改める。

第43条第 1 項中「、その額に勤務割合を乗じて得た額」を「その額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあってはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

別表第 2 中「高等学校等教育職級別職務分類表」を「高等学校等教育職給料表級別職務分類表」に改める。

別表第13の 4 種の項中「、益田工業高等学校、益田産業高等学校」を削る。

別表第16任期付職員条例第 4 条第 1 項の給料表の部中「5号給以上の給料月額を受ける教育職員」を「5号給以上の号給及び任期付職員条例第 4 条第 3 項（育児休業条例第18条（同条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける教育職員」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「体力検査」の次に「、専門実技試験」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 5 号）別表に掲げる職員の職で別表に掲げるもの及び人事委員会が別に定める職への採用の選考

第2条第1項第3号中「第1号」の次に「及び第18条第1項」を加え、同条第2項中「事務」を「事項」に改め、同条第3項中「第1項に規定する選考及び事務」を「第1項各号に規定する事項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 人事委員会は、委任を受けた任命権者が行う第1項各号に規定する事項の状況及び結果を調査し、必要な措置を指示することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

診療情報管理士

医長

医員

薬剤師

臨床検査技師

臨床工学技士

理学療法士

言語聴覚士

栄養士

視能訓練士

歯科技工士

助産師

看護師

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「少年の街頭補導等の作業に専ら従事する」を削り、同条第2項中「第3条第2項第1号ア及びイに掲げる」を「第3条第2項第1号の」に改め、「のうち、警察署の生活安全、捜査及び警備の職務を命ぜられた職員」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 条例第3条第2項第1号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 凶悪犯罪の捜査又は当該犯罪の被疑者の逮捕の作業
- (2) 凶悪犯罪に準ずる犯罪の捜査又は当該犯罪の被疑者の逮捕の作業で著しく困難なもの

第3条第1項中「第5条第2項第1号アに掲げる」を「第5条第2項第1号の」に改め、「し、専ら交通取締用自動2輪車に乗車して交通取締りの作業に従事」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第5条第2項第2号アに掲げる」を「第5条第2項第2号の」に改め、「(以下「高速警察隊」という。)」及び「し、専ら交通取締用自動車に乗車して交通取締りの作業に従事」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2第1項中「第8条第1項第3号」を「第8条第1項第2号」に、「定めるもの」を「定める作業」に改め、同条第2項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

第 5 条第 1 項中「及び刑事部捜査第一課西部機動捜査隊長」を削る。

第 6 条中「地域課鉄道警察隊」を「生活安全部地域課地域指導室及び同課鉄道警察隊」に改める。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条中「第24条第 3 項後段」を「第24条第 2 項後段」に、「第23条第 3 項」を「第23条」に、「第24条第 3 項に」を「第24条第 2 項に」に改める。

第16条第 2 項を削り、同条第 3 項中「1 の給与期間」の次に「( 1 の月の 1 日から末日までの期間をいう。以下同じ。 )」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第12号

##### 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 5 項」に改め、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

第 6 条を次のように改める。

( 育児短時間勤務職員等についての適用除外 )

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定は、育児短時間勤務職員等(条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)には適用しない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

( 育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合 )

第 8 条の 2 条例第 7 条第 1 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第 7 条第 2 号から第 8 号までに掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第 3 号の許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第 5 項の規定により人事委員会が行うものを含む。)を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第 7 条第 2 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第13号

##### 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年島根県人事委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第12条」を「第32条」に改め、「(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第 1 条に規定す



る市町村立学校の職員を除く。第4条の2及び第6条を除き、以下同じ。)の育児休業等」を「の育児休業、育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)及び部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条の見出しを「(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)」に改める。

第4条の2中「第3条第4号」の次に「及び第9条第5号」を加え、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改める。

第4条の3の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)」に改め、同条第1号中「第5号まで」の次に「及び第7号」を加え、「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)第40条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる職員又は同条第4項第3号に規定する職員として在職した期間

第5条の見出しを「(育児休業をしている職員の職務復帰)」に改める。

第9条中「育児休業等」を「育児休業、育児短時間勤務及び部分休業」に改め、同条を第12条とする。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、市町村立学校職員の部分休業について準用する場合に限り、同条第1項中「任命権者」とあるのは、「市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

第8条を第11条とする。

第7条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「市町村立学校職員」という。)に係る部分休業の承認の請求について準用する場合に限り、第2条第2項及び第3項中「任命権者」とあるのは、「市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

第7条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(条例第10条の勤務形態について人事委員会規則で定める日数及び時間)

第7条 条例第10条の人事委員会規則で定める日数は12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第8条 条例第11条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、人事委員会が別に定める。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求及び期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第12条第1号」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

---

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第 6 条を次のように改める。

( 初任給規則、県立学校教育職員給与規則及び市町村立学校教職員給与規則の規定の適用に関する読替え )

第 6 条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第 9 条第 4 号、第19条第 2 号及び第24条第 2 項第 2 号中「第16条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則 ( 平成15年島根県人事委員会規則第 7 号 ) 第 5 条」と、県立学校教育職員給与規則第 8 条第 2 号、第15条第 3 項第 2 号及び第17条第 2 項第 2 号中「第14条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則 ( 平成15年島根県人事委員会規則第 7 号 ) 第 5 条」と、市町村立学校教職員給与規則第 5 条第 2 号、第11条の 2 第 1 号及び第12条の 4 第 2 項第 2 号中「第10条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則 ( 平成15年島根県人事委員会規則第 7 号 ) 第 5 条」として、これらの規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則 ( 平成16年島根県人事委員会規則第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 の項第 2 号に次のように加える。

オ 職員の自己啓発等休業に関する規則 ( 平成20年島根県人事委員会規則第20号 ) の規定による規程等の制定等

カ 職員の修学部分休業に関する規則 ( 平成20年島根県人事委員会規則第21号 ) の規定による規程等の制定等

別表第 1 第 4 の項第 3 号に次のように加える。

エ 職員の自己啓発等休業に関する規則の規定による承認

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成18年島根県人事委員会規則第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 」の次に「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法」を加え、「職員にあっては、」を「ものにあつては」に、「職員の勤務時間に関する条例 ( 昭和27年島根県条例第 9 号 ) 第 2 条第 2 項」を「職員の勤務時間に関する条例 ( 昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。 ) 第 2 条第 3 項」に改め、「勤務時間で除して得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律 ( 平成 3 年法律第110号 ) 第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第3項第3号中「第4条第5号」を「第4条第1項第6号」に、「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改める。

附則第5項の表中「100分の14」を「100分の16」に、「100分の12」を「100分の13」に、「100分の5」を「100分の7」に改める。

附則第5項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「又は公益法人等派遣条例第6条」を「、公益法人等派遣条例第6条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第10条」に改める。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施行日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第4条第1項第1号から第3号までの規定中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「別表第7」を「別表第5」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の

6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された教育職員で同法」を加え、「教育職員にあっては、」を「ものにあつては」に、「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）第 2 条第 2 項」を「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項」に改め、「勤務時間で除して得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあってはその額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第10項第 3 号中「第 4 条第 5 号」を「第 4 条第 1 項第 6 号」に、「第 4 条各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第19号

##### 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「別表第 8 及び」を削り、同条第 9 号中「又は公益法人等派遣条例第 6 条」を「、公益法人等派遣条例第 6 条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第10条」に改める。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 施行日以降に育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務（次条第 1 項第 4 号において「育児短時間勤務」という。）を始めた教育職員

第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「及び別表第 2」を削り、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、「得た額」の次に「（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる教育職員以外の教育職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

#### 附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第20号

##### 職員の自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、人事委員会が別に定める申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（報告）

第5条 第3条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

（職務復帰）

第6条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（職務復帰後における号給の調整日）

第7条 条例第10条の人事委員会規則で定める日は、1月1日とする。

（退職手当の在職期間の取扱い）

第8条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）。以下「退職手当条例」という。）第5条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第5条第5項又は第5条の4第1項及び第2項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれるものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（退職手当条例第4条第2項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第4条の2第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当条例第2条第2項、第5条の4第4項又は第11条第1項及び第2項の規定に該当して退職した場合



2 前項第 3 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第 2 項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は退職手当条例第 5 条第 1 項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）
- (2) 法第29条の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の 2 ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号の期間に準ずる期間

（雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の修学部分休業に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第 9 号）第 5 条の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業の承認の申請手続）

第 2 条 修学部分休業の承認の申請は、人事委員会が別に定める申請書により、原則として修学部分休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（修学状況に変更があった場合等の届出）

第 3 条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、人事委員会が別に定める届出書により、遅滞なく、任命権者に届け出なければならない。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合
- (2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、承認を受けた修学部分休業の内容に変更があった場合

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

# 人事委員会細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

## 島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中	「課長 政策企画監 センター長 管理監 室長 管理所長 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 上席調整監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 上席出納監察監 出納監察監」	を	「課長 政策企画監 センター長 管理監 室長 管理所長 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 上席調整監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 上席出納監察監 出納監察監」	に改め、同部隠岐支庁	
県土整備局の項中	「課長 管理所長」	部長 技術専門監	を	「課長 部長 技術専門監 管理所長」	に改め、同部県土整備事務所
の項中	「課長 管理所長」	事業所長 部長 技術専門監 管理所長	を	「課長 管理所長（ダム及び浜田港湾） 事業所長 部長 技術専門監 管理所長（空港）」	に改め、教育委員会の部埋蔵文化財調査
センターの項中	「所長」	を	「所長 副所長」	に改め、別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中	

医療統括監 課長 室長	を	医療統括監 参事 課長 室長
-------------------	---	-------------------------

に改め、別表の 7 の表知事の事務部局の部保健所の項の次に

児童相談 所		保健師	主任保健 師 保健師	企画員 主任保健 師	課長 企画幹		
-----------	--	-----	------------------	------------------	-----------	--	--

を加える。

附 則

この細則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

